別記第2(第3条関係)

辞令文例

1　採用する場合

粕屋町職員に任命する

行政職給料表○級○号給を給する

○○課勤務を命ずる

2　条件付採用期間を延長する場合

条件付採用期間を○年○月○日まで延長する

3　昇(降)任・昇(降)格させる場合

○○課○○係長を命ずる

(注)　配置換えする場合の例による

4　昇(降)給させる場合

行政職給料表○給○号給を給する

5　配置換えする場合

○○課長を命ずる

○○課　課長補佐を命ずる

○○課　課長補佐を命じ　兼ねて○○係長を命ずる

○○課　○○係長兼○○係長を命ずる

○○課　○○係長を命ずる

○○課　主査を命ずる

○○課　主任主事を命ずる

○○課　主事を命ずる

○○課　主事補を命ずる

6　出向させる場合

○○(教育委員会、議会事務局)出向を命ずる

7　出向を解く場合

○○出向を解き(以下は配置換えの例による)

8　他の地方公共団体に派遣する場合

○○に派遣を命ずる

9　派遣を解く場合

○○派遣を解き(以下は配置換えの例による)

10　現に有する職を変更することなく他の職を兼ねる場合

(1)　臨時的に現に有する職と同等以下の職を行う場合

兼ねて○○課長事務取扱を命ずる

(2)　臨時的に現に有する職より上位の職を行う場合

○○課長心得を命ずる

(3)　他の職を兼ねる場合

兼ねて○○課長を命ずる

11　兼職を解除する場合

○○課長を解く

12　他の任命権者のもとにある職員を兼ねて併用する場合

(注)　第10項に準ずる

13　休職にする場合

地方公務員法第28条第2項第○号の規定により休職を命ずる

期間は○年○月○日までとする

休職期間中○○(給料、手当等)の○○(支給割合)を給する

(注)　ただし地方公務員法第28条第2項第2号の規定による場合の休職の期間は、記入を要しない。

14　休職の期間を延長する場合

引き続き○年○月○日まで休職を命ずる

15　休職期間途中に復職させる場合

復職を命ずる

(注)　期間終了の場合は当然に復職し、辞令は不要

16　降任させる場合

地方公務員法第28条第1項第○号の規定により課長補佐に降任する

17　分限免職する場合

地方公務員法第28条第1項第○号の規定により免職する

18　懲戒の場合

(1)　戒告する場合

地方公務員法第29条第1項第○号の規定により戒告する

(2)　減給する場合

地方公務員法第29条第1項第○号の規定により○箇月間給料月額の○分の○を減給する

(3)　停職する場合

地方公務員法第29条第1項第○号の規定により○年○月○日まで停職する

(4)　免職する場合

地方公務員法第29条第1項第○号の規定により免職する

19　依願退職する場合

願いにより本職を免ずる

20　定年退職する場合

粕屋町職員の定年等に関する条例第2条及び第3条の規定により定年のため本職を免ずる

21　勤務延長を行う場合

粕屋町職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により勤務延長する

期間は○年○月○日までとする

22　勤務延長の期限を延長する場合

粕屋町職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により引き続き勤務延長する

期間は○年○月○日までとする

23　勤務延長の期限を繰り上げる場合

粕屋町職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定により○年○月○日をもって本職を免ずる

24　勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

粕屋町職員の定年等に関する条例第4条第○項の規定による期間満了により本職を免ずる

25　再任用を行う場合

粕屋町職員に再任用する

期間は○年○月○日までとする

ただし勤務時間は○○とする

行政職給料表○級を給する

○○課勤務を命ずる

(注)　ただし書きは短時間勤務の場合のみ

26　再任用の期間を更新する場合

(注)　再任用を行う場合に準ずる

27　育児休業を許可する場合

育児休業を許可する

期間は○年○月○日から○年○月○日までとする